

林業土木調査等業務設計変更の手引き

平成 29 年 3 月

新潟県農林水産部
林政課・治山課

目 次

1	はじめに	・・・	1
	(1) 策定の目的	・・・	1
	(2) 設計変更の現状	・・・	1
2	設計変更を行うことができないケース	・・・	1
	(1) 設計変更を必要としないもの	・・・	1
	(2) 設計変更を行うことができないもの	・・・	1
3	設計変更を行うことができるケース及び留意事項	・・・	2
	(1) 設計変更を行うことができるケース	・・・	2
	(2) 設計変更に当たっての留意事項	・・・	2
4	設計変更の具体事例及び手続き	・・・	3
	(1) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの	・・・	3
	(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き	・・・	5
	(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き	・・・	6
	(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続き	・・・	7
	(5) 発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合の手続き	・・・	8
	(6) 業務中止の場合の手続き	・・・	8
	(7) 受注者の請求による履行期限の延長の場合の手続き	・・・	10
5	設計変更手続きフロー	・・・	11
6	指定・任意の使い分け	・・・	12
	(1) 指定・任意について	・・・	12
	(2) 指定と任意の区分	・・・	12
7	入札・契約時の契約図書等の疑義の解決	・・・	13
	(1) 入札前	・・・	13
	(2) 契約後	・・・	13

1 はじめに

(1) 策定の目的

調査、測量、設計業務（以下、「調査等業務」という。）の成果は、工事発注に際しての工事規模（予算等）の把握、工事数量の算定および工事発注図書の作成等に活用される。

このため、調査等業務の成果は、工事コスト、工事目的物の品質、円滑な工事の実施、維持管理コスト等に大きく影響し、ひいては事業全体の品質やコストにも影響することから、その品質を確保することはきわめて重要である。

調査等業務の履行に当たっては、発注者は業務の目的・方針及び仕様等を明確に示した上で、受注者はその方針等に基づき、技術や創意工夫を発揮し、より良い成果を得るべく業務に取り組むことが求められる。

本手引きは、発注者及び受注者が、より適切な調査等業務の実施及び品質確保が図られるよう、設計変更が可能な場合と不可能な場合及び手続き等について十分理解し、設計変更に係る業務の円滑化を図ることを目的としており、委託契約条項第9条（業務内容の変更等）等における設計変更及びそれに係る契約手続き方法を中心に取りまとめたものである。

(2) 設計変更の現状

ア 設計図書に明示されている事項については、明示されている内容と現地条件に不一致がある場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて履行期間又は請負代金額、若しくは両方の変更を行うことが一般的である

イ 一式計上されている事項や設計図書に誤謬、脱漏又は表示が不明確となっている事項は、変更対応が問題となる場合がある。

2 設計変更を行うことができないケース

下記のような場合においては、原則として、委託契約条項第9条の設計変更ができない。

(1) 設計変更を必要としないもの

受注者の都合による任意の提案を発注者の「承諾」を得て業務を実施した場合

(2) 設計変更を行うことができないもの

ア 設計図書に条件明示のない事項について、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して業務を実施した場合

イ 発注者と受注者が「協議」を行い、発注者から受注者に対して協議の回答又は指示がない時点で「協議」している内容の業務を実施した場合

ウ 委託契約条項及び林業土木業務委託標準仕様書（以下、「標準仕様書」という。）に定められている「所定の手続き」を経していない場合

委託契約条項第 9 条	業務内容の変更等
〃	第 10 条 履行期間の延長
標準仕様書 第 1105 条	設計図書の支給及び点検
〃	第 1124 条 条件変更等
〃	第 1125 条 契約変更
〃	第 1126 条 履行期間の変更
〃	第 1127 条 一時中止

エ 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合
ただし、標準仕様書第 1136 条（臨機の措置）の緊急やむを得ない事情の措置を行う場合は、この限りではない。

(参考) 用語の定義

- 協議・・・書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 承諾・・・受注者が発注者又は監督員に対し、書面で申し出た調査等業務の遂行上必要な事項について、発注者又は監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 指示・・・監督員が受注者に対し、調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

[上記の出典：標準仕様書]

3 設計変更を行うことができるケース及び留意事項

(1) 設計変更を行うことができるケース

- ア 地形・地質・地下水・河川流量等の自然的条件、又は現地調査のための立入条件や準拠すべき技術基準等の人為的条件など、設計図書に示された履行条件が実際と相違する場合
- イ 契約時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず業務に着手出来ない場合又は受注者の責によらず業務を中止せざるを得ない場合
- ウ 発注者と受注者の「協議」又は委託契約条項及び標準仕様書に定められている所定の手続きを行い、発注者から受注者に対して協議の回答又は指示を行ったもの
 - ※ 所定の手続きについては、2－(2)－ウを参照
- エ 受注者は、「設計図書の点検」の範囲を超える作業で、協議を行った上で発注者の「指示」により実施する場合
 - ※ 「設計書の点検」の範囲を超える作業については、4－(1)を参照

(2) 設計変更にあたっての留意事項

- ア 発注者と受注者が、当初設計の考え方や設計条件を再確認し、書面による確認「協議」を行う。
- イ 設計変更しようとする業務内容の妥当性を「協議」し、当該業務における設計変更の必要性を明確にする。
- ウ 設計変更の所定の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

4 設計変更の具体事例及び手続き

(1) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

【出典：標準仕様書】

(設計図書の支給及び点検)

第 1105 条

受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、標準仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、監督職員に書面により質問し、その回答及び指示に基づき実施しなければならない。

3 監督職員は、必要と認めた場合には、受注者に対し、図面又は詳細図面等を無償で貸与又は追加支給するものとする。

受注者は、「設計図書の点検」を行い、疑義がある場合は、監督職員に書面により質問し、その回答及び指示に基づき実施しなければならない。

なお、受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲は以下のものなどがある。

ア 適用すべき諸基準と整合した業務内容となっているか。

イ 設計図書と現地が整合しているか。

ウ 既存業務の成果、適用すべき諸基準の取違いの不備はないか。

エ 既存業務の調査結果等が適切か、調査不足は生じていないか。

オ 業務実施のための関係機関協議が実施済みか、協議内容が明示されているか。

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える行為は、以下のものなどが想定される。このような作業を行う必要が生じた場合は、委託契約条項第 9 条、標準仕様書第 1124 条、第 1125 条に基づき受発注者で対応を協議し、必要に応じて設計変更を行い発注者が費用を負担する。

<具体事例>

- ① 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
- ② 既存成果品が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
- ③ 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

(参考) 既存業務の成果品に誤り等があった場合の取扱い

- 受注者は、設計図書の点検を行い、既存業務の成果品に誤り等があることが認められた場合は、速やかにその事実を発注者に報告する。
- 発注者は、既存業務の成果品の欠陥について調査するとともに、既存業務の受注者に対して、成果品の欠陥及びその原因について調査を依頼し、事実関係の確認を行う。
- 既存の成果物に瑕疵があるときは、委託契約条項第 10 条（かし担保）に基づき、受注者に対して相当の期間を定めてかしの修補を請求し、又は補修に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求する。

<手続き>

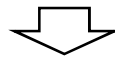
受注者

標準仕様書第 1105 条（設計図書の支給及び点検）第 2 項に基づく設計図書の点検を行い、委託契約条項第 9 条第 2 項に該当する旨を直ちに監督員に報告



発注者

委託契約条項第 9 条第 2 項、標準仕様書第 1124 条、第 1125 条に基づき、必要に応じて設計図書の変更・訂正



受注者・発注者

委託契約条項第 9 条第 2 項に基づき、変更する必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して契約金額及び履行期限を定める。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

【出典：委託契約条項】

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額及び履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

2 受注者は、委託業務について仕様書の不備、不測の事態の発生その他正当な理由がある場合は、発注者に対し委託業務の内容の変更を請求することができる。この場合において、契約事項を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

誤謬とは、設計条件や特別仕様書等の設計図書に間違いがある場合であり、脱漏は、当初発注時に条件明示すべきものにも係わらず抜けている場合であるが、契約後にその事実が判明した場合は、必要に応じて設計図書の訂正・変更により対応する。

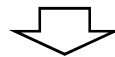
<具体事例>

- ① 設計図書や特別仕様書等の設計図書に誤りがある。
- ② 適用する図書の明示（技術基準や道路橋示方書等の適用）が記載されていない。
- ③ 耐震設計を行う場合の施設の重要度区分に関する条件が明示されていない。
- ④ 打合せ回数、照査に関する条件が明示されていない。
- ⑤ 調査業務（外業）における仮設・運搬・安全対策に関する条件が明示されていない。

<手続き>

受注者

標準仕様書第1105条（設計図書の支給及び点検）第2項に基づく設計図書の点検を行い、委託契約条項第9条第2項に基づき、設計図書に誤謬又は脱漏がある旨を直ちに監督員に報告



発注者

委託契約条項第9条第2項、標準仕様書第1124条、第1125条に基づき、必要に応じて設計図書の変更・訂正



受注者・発注者

委託契約条項第9条第2項に基づき、変更する必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して契約金額及び履行期限を定める。

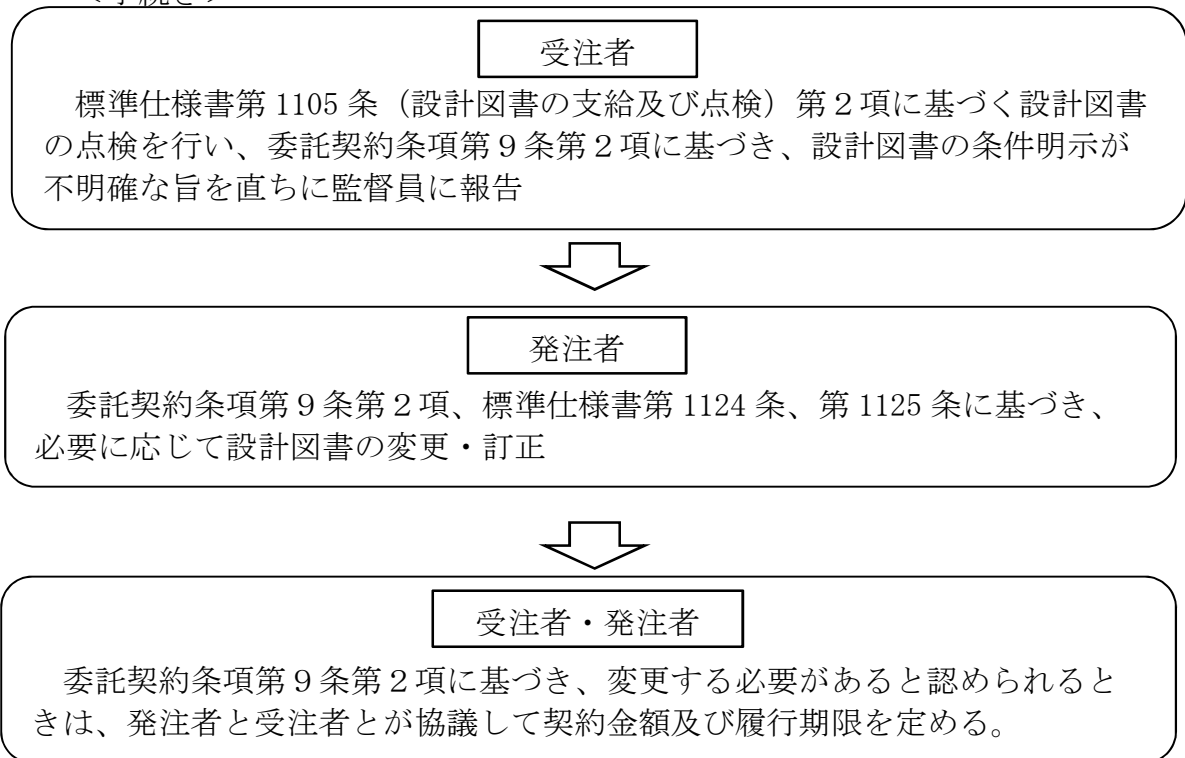
(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

本来は、当初発注時に条件明示すべきものであるが、契約後にその事実が判明した場合は、必要に応じて設計図書の訂正・変更により対応する。

<具体事例>

- ① 設計図書の表示が明確でないため、業務の実施に当たって判断し得ない場合。
- ② 構造物の設計等業務において、構造物の比較検討について記載があるが、比較検討を行う数（何パターンの構造物を比較するか）が具体的に示されていない。
- ③ 調査業務における水替工において、当初設計における想定の湧水量や排水設備規模、運転日数等が明示されていない。
- ④ 打合せ等の日数が明確でない。

<手続き>



(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続き

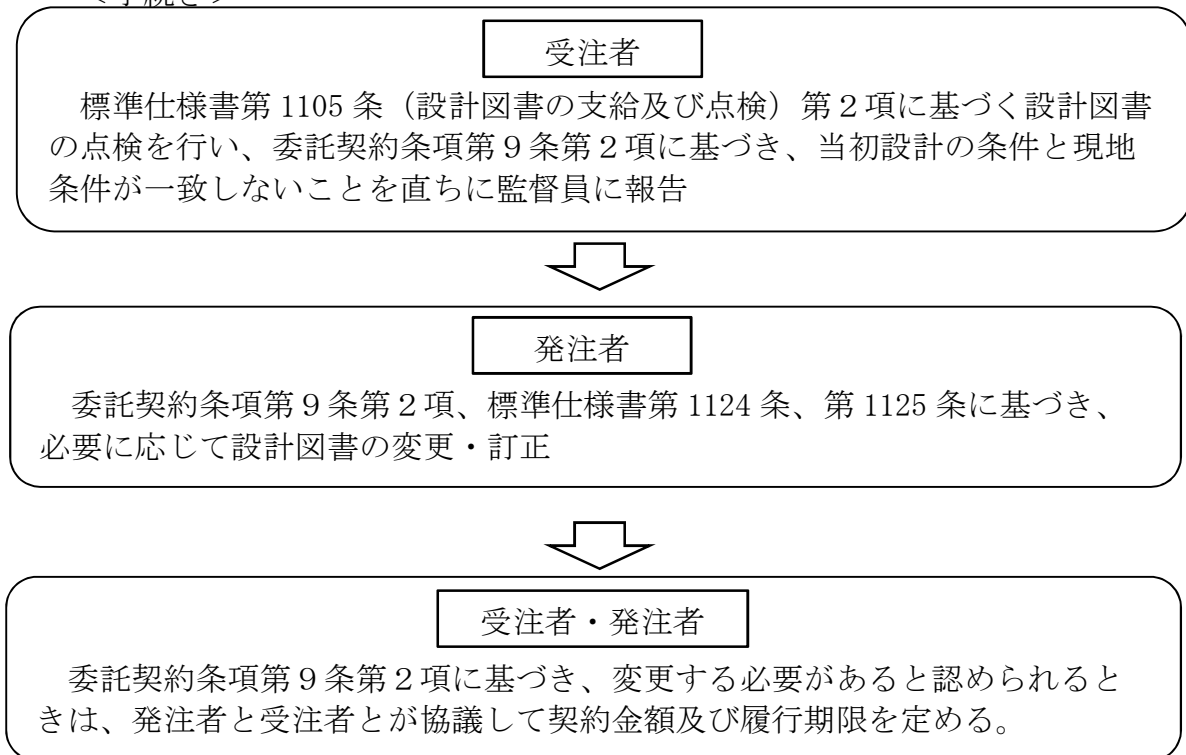
受注者は、設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員（発注者）に通知しなければならない。

発注者は、受注者立ち会いの上直ちに調査を行い、その事実が確認された場合は、必要に応じて設計図書の変更・訂正により対応する。

<具体事例>

- ① 既存の測量成果による地形条件と現地が相違する場合
- ② 既存の地質調査の成果による支持層の位置、地下水位等が現地と相違する場合
- ③ 現地調査を実施しようとしたところ、地権者等から立入を制限された場合
- ④ 関係機関及び第三者との協議により、業務内容や履行条件を変更せざるを得ない場合

<手続き>



(5) 発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合の手続き

発注者は、必要があると認められるときは、設計図書の変更に係る指示を行い、委託契約条項第9条に基づき設計変更を行うものとする。

<具体事例>

- ① 業務の進捗に伴い、新たな技術的観点から、当初契約した業務範囲を超えて発注者が作業を指示した場合
- ② 業務の途中において、当初契約した業務内容に追加して構造物等の比較検討等を発注者が指示した場合

(6) 業務中止の場合の手続き

【出典：標準仕様書】

(一時中止)

第1127条 発注者は、委託契約条項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の調査等業務の進捗が遅れたため、調査等業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により調査等業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により調査等業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、調査等業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
- 3 受注者は前2項の場合においては、屋外で行う調査等業務の現場の保全について、監督員の指示に従わなければならない。

自然的又は人為的な事由であって、受注者の責に帰することができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められる場合、発注者は、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

<具体事例>

- ① 第三者の所有する土地への立入りについて、当該土地所有者の承諾を得ることができないため、業務に着手することができない場合
- ② 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等受注者の責に帰することができないものにより、業務を実施することができない場合
- ③ 請負者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合
- ④ 予見出来ない事態（地中障害物の発見等）が発生した場合

<手続き>

受注者・発注者

地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が業務を行なうことができない。



発注者

委託契約条項第9条（業務内容の変更等）、標準仕様書第1127条（一時中止）により、発注者は業務の全体又は一部を一時中止させなければならない。



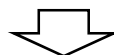
発注者

発注者より、一時中止の指示（契約上一時中止をかけることは発注者の義務）



受注者

受注者は、作業現場を維持しなければならない。



受注者・発注者

委託契約条項第9条第1項に基づき、変更する必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して契約金額及び履行期限を定める。

(7) 受注者の請求による履行期限の延長の場合の手続き

【出典：委託契約条項】

(履行期限の延長)

第10条 発注者は、受注者の責めに帰することができない理由により、履行期限内に委託業務を完了することができないときは、あらかじめ発注者に対して、その理由を明示して期限の延長を求めることができる。この場合の延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

受注者の責めに帰することができない事由により、履行期限内に業務を完了することができない場合、受注者は、発注者に書面により履行期限の延長を請求することができる。

発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期限の延長を行う。

<具体事例>

- ① 第三者の所有する土地への立入りについて、当該土地所有者の承諾を得ることができなかった場合
- ② 天災等により業務の履行に支障が生じた場合

<手続き>

受注者

受注者の責めに帰することができない事由により、履行期限内に業務を完了することができない。



受注者

委託契約条項第10条（履行期限の延長）により、受注者は発注者に対して、その理由を明示して期限の延長を求めることができる。



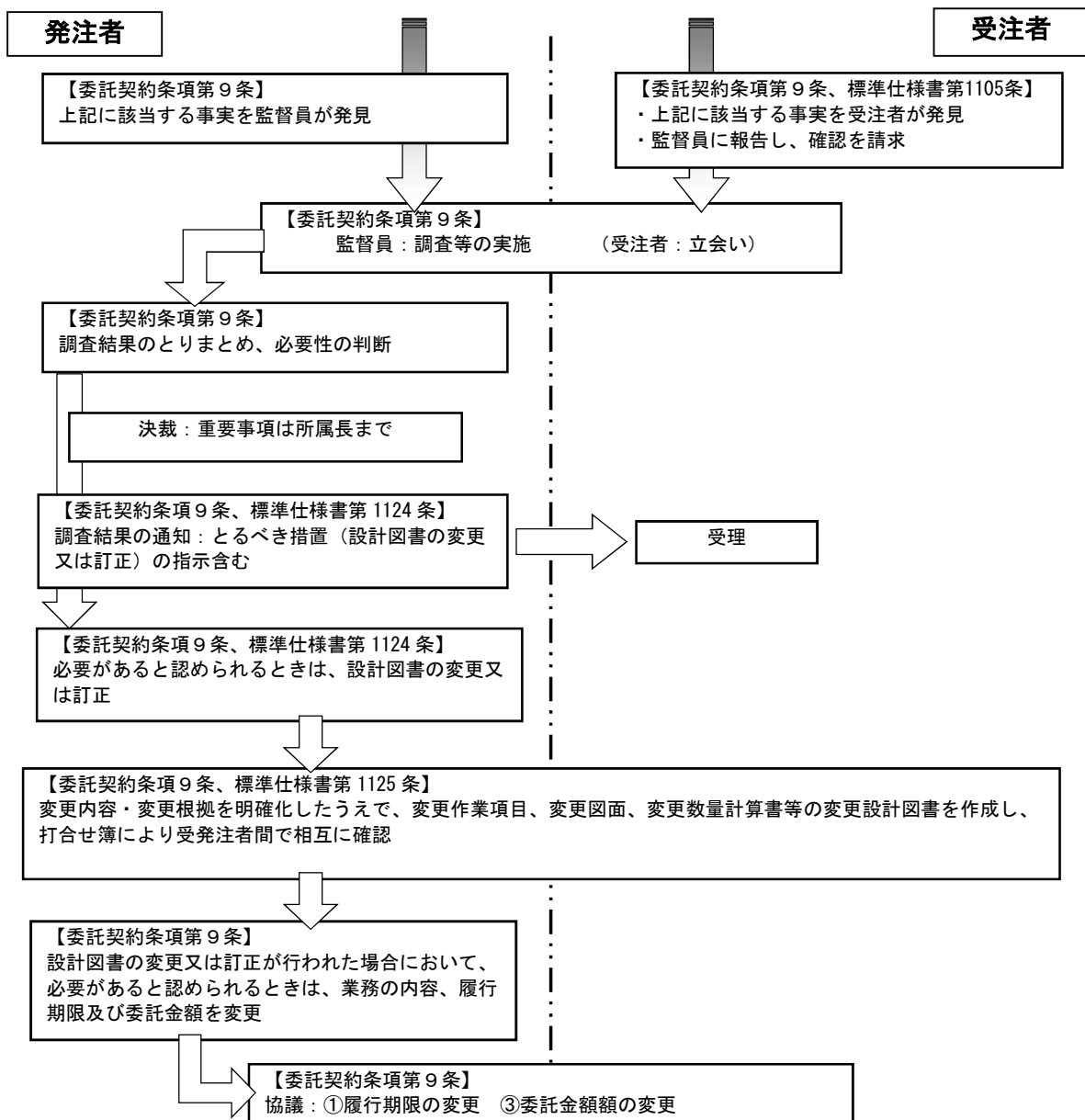
受注者・発注者

委託契約条項第10条（履行期限の延長）により、発注者と受注者とが協議して延長日数を定める。

5 設計変更手続きフロー

○設計変更を行うことができるケースの場合

- (1) 設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）が一致しないこと（これらの間の優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等、設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



6 指定・任意の使い分け

(1) 指定・任意について

指定・任意については、適切に定める必要がある。

- ① 指定とは、設計図書に示したとおり作業を行わなければならないものをいう。
- ② 任意とは、受注者の責任において自由に作業を行うものをいい、業務を完了するために必要な一切の手段を受注者の責任で行う。
- ③ 発注者は、指定・任意にかかわらず、設計条件の明示をできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要である。

履行方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。



任意については、受注者が自らの責任で行うもので、履行方法等の選択は、受注者に委ねられている。（契約変更の対象としない）



発注者（監督者）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応を行うように注意が必要。

※例えば、任意における下記のような対応は不適切であり、必要がある場合は、条件明示において指定する。

- ・調査業務において、条件明示に具体的な手法を指定していないのに、〇〇で積算しているのに、「〇〇以外での調査は不可」との対応。
- ・新たな手法（解析・分析方法、構造計算等）等の活用を受注者が提案しても、「積算上の手法で実施」するよう対応。



ただし、任意であっても、設計図書に示された履行条件と実際の作業条件が一致しない場合は変更できる。

(2) 指定と任意の区分

	指 定	任 意
設計図書	履行方法等について具体的に指定（契約条件として位置づけ）	施工方法等について具体的には指定しない
履行方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（業務計画書等の修正、提出は必要）
履行方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする

7 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

設計図書等に関する疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の点検段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

(1) 入札前

- ・入札参加者は、設計書、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。
- ・この場合において、設計書、契約書案等について疑義があるときは、書面をもって質問をするものとする。
- ・なお、質問に対する回答は、書面により行うとともに閲覧等に供する。

(2) 契約後

- ・特記仕様書、図面又は標準仕様書の中に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は、監督員に確認して指示を受けなければならない。（標準仕様書第 1101 条 3 項）
- ・受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。（標準仕様書第 1105 条 2 項）